

「指導医のためのワークショップ」参加費用助成規程

第 1 条 【助成対象者】

学内外の AMUSE 個人会員

※学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それを優先させること。

第 2 条 【助成対象及び金額】

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 参加費 | } 実費により支給 |
| ② 交通費※ ₁₎ | |
| ③ 宿泊費※ ₂₎ | |

※注 1) 交通手段に自家用車を利用する際も一律「公共交通機関の利用料金」とする。

※注 2) 宿泊費は、一泊につき 13,000 円を支給上限とする。

第 3 条 【支給申請及び精算方法】

① 支給までの流れ

参加前日までに、申請書に必要事項を記入し、AMUSE 事務局宛にメールまたは FAX で提出する。

② 精算方法

助成対象経費に係る全ての領収書原本を AMUSE 事務局に郵送または直接に提出すること。なお、支給を急ぐ場合は PDF をメールまたは FAX で送信し、その後原本を送付提出すること。

第 4 条 【助成金の支給】

領収書を確認後、助成金を AMUSE へ登録済みの会員振込口座へ振り込みの方法により支給する。

附則

この規程は、平成 29 年 1 月 5 日より適用する。